

議案第 76 号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

利用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～午後 9 時 30 分
		円	円	円	円	円	円
会議室		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
和室		600 (500)	800 (700)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
調理実習室		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
託児室		450 (400)	600 (500)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)
集団 検診 ・予 防接 種室	2 室に仕 切って使 用する場 合（1 室 につき）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
	上記以外 の場合	2,400 (2,000)	3,200 (2,800)	2,800 (2,400)	6,400 (5,400)	6,800 (5,800)	10,000 (8,400)
大会 議室	2 室に仕 切って使 用する場 合（1 室 につき）	800 (700)	1,000 (900)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
	上記以外 の場合	1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	1,900 (1,600)	4,200 (3,600)	4,400 (3,800)	6,600 (5,600)
大研修室		3,900 (3,300)	5,200 (4,400)	4,600 (3,900)	10,500 (8,800)	11,200 (9,400)	16,500 (13,800)

[適 用]

令和 9 年 4 月 1 日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用